

水害時の避難に関するアンケート調査に係る主な質問に対する町の考えについて

Q：町外避難ではなく、堤防や河川整備を進めて水害のないまちづくりをしてもらいたい

A：近年、激甚化・頻発化する災害においては、関係機関と連携し、ハード面の整備だけではなく、ソフト面の整備を併せてすることで町民の生命・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進しています。

令和元年東日本台風（台風第19号）で甚大な被害が発生した入間川流域では、国・県・関係市町が連携し、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を発足し、「多重防御治水の推進」と「減災に向けた更なる取組の推進」の2つの柱として事業を推進しております。本プロジェクトでは、河道の流下能力の向上を目的に河道掘削や樹木の伐採を進めてきました。また、荒川や市野川では河川の水を一時的に貯留する調節池の整備も進めています。

町といたしましては、今後も、関係機関と連携を図りながら堤防や河川整備に努めるとともに、ハザードマップ説明会や出前講座など、様々な機会を通じて町外避難の重要性を周知してまいります。

Q：水害時に避難指示で町民が避難を開始した場合、道路渋滞が考えられるが、どのように考えているか。また、隣接市町が道路の通行止めをしていることも考えられるがどのように考えているか。

A：町の避難指示により、全町民が避難を開始した場合、道路渋滞も考えられますが、町民の方が町外へ避難できるタイミングで適切に避難指示を発令したいと考えております。

Q：令和元年東日本台風（台風第19号）では、雨音で防災無線が聞き取れなかったが、どのように防災情報を取得すれば良いか。

A：大雨や台風時に関しては、雨音や風の影響により、屋外の防災無線で情報が聞き取れない場合があるため、町では、戸別受信機の普及を進めております。災害時においては、不測の事態が発生することもありますので、情報取得に関しては、戸別受信機、かわべえメール、町公式LINE、町ホームページなど複数のツールから取得するようにしてください。

Q：広域避難場所への避難の仕方がわからない。また、広域避難場所での支援物資の提供はあるのか。

A：5月の水防訓練の際に一部の広域避難場所を開設し、広域避難訓練を実施していますので、ご参加ください。なお、水害時は不測の事態も想定されるため、広域避難場所までの経路は複数検討し、実際に避難を検討している広域避難場所まで避難経路を確認してください。広域避難場所によってはトイレを使うことができますが、支援物資の提供はないため、避難する際は3日分の水・食料や携帯トイレなどを準備し避難してください。

Q：広域避難場所へ避難後に町内で浸水被害があり、川島町に戻って来れない場合は、ずっと広域避難場所に避難するのか。

A：近隣市町との災害応援協定等により、被害のない市町の避難場所へ二次避難していただきます。また、埼玉県が埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結しておりますので、埼玉県と連携した中で宿泊避難施設を確保し、避難していただくことも考えております。

Q：町外の避難場所だけではなく町内の避難場所を増やすべきだと思います。

A：今後、開発が進む川島インターチェンジ南側地区や民間施設と協定を締結し避難場所を確保していきたいと考えています。

Q：圏央道に避難することはできないのか。

A：圏央道への避難について、検討を行い管理者であるNEXCO東日本と協議をしましたが、管理上等都合により避難場所や一時待機場所とすることが出来ませんでした。避難場所としての開設はできませんが、自身の判断により高速道路のパーキングエリアに一時避難することも考えの1つです。

Q：高齢で車もないため、町外へ避難することが難しいです。高齢者などで避難する際に注意した方がいい点を教えてほしい。

A：台風の情報については、2～3日前から情報が取得できるため、親族や知人に協力を得た中で早めの町外への避難をお願いします。また、川島町や近隣市町で被害があった場合は、かかりつけの病院や薬局が長期で休診する可能性がありますので、常用薬がある方は、事前に多めに薬をもらうなどの準備をお願いします。

Q：家庭に高齢の親や障害のある子供がいるため、避難場所で受け入れていただけるか気がかりです。

A：避難場所での受け入れに関しては、高齢や障害の有無に関わらず可能ですが、そのような方に配慮したスペースの確保については、避難者の状況に応じて対応が異なります。また、町外にも協定を締結している福祉避難施設がありますが、収容人数が限られており、施設の利用状況によっては、使用することができません。高齢の方や障害のある方については、集団での避難生活に不安もあるかと思しますので、町外の親戚・知人家で避難先を確保するよう努めてください。

Q：ペットがいるため、どこに避難すれば良いか知りたい。

A：町内の緊急避難場所は、ペット同行避難が可能です。一般避難者とはスペースを分けてペット専用の収容スペースを確保します。ペット同行避難にあたっては、ゲージや水・食料などの必要なものをお持ちください。なお、町内の緊急避難場所に関しては、最悪の場合は、3日から1週間は水が引かないため、救助を待つ場所となりますので、町外への広域避難をお願いします。

Q：宿泊施設の確保や宿泊費用の助成制度について検討いただきたい。

A：宿泊施設の確保については、埼玉県が埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結しておりますので、埼玉県と連携した中で宿泊避難施設を確保します。また、被災により、災害救助法が適用された場合は、ホテルの宿泊費や食費などの費用を国や町が上限を設けた中で負担します。

Q：自治会役員等の場合は、避難せずに地域住民に対して避難支援等を行うべきものなのか。

A：自治会役員の方も、災害時にはご自身の安全を第一に考え、町外避難をしてください。各自治会に対しては、災害時避難行動要支援者の支援を依頼しておりますが、水害時には、事前の声かけを主に行っていただき、単身世帯で頼れる親族がない場合は、可能な範囲で町内の緊急避難場所等への避難誘導にご協力ください。